

平成 29 年 4 月 10 日

各 位

ジェイリース株式会社

代表取締役社長 中島 拓

家賃収納代行サービスにおける分別管理信託開始のお知らせ

当社は、本日付でみずほ信託銀行株式会社（以下「みずほ信託銀行」）と特定金銭信託の設定にかかる信託契約を締結し、平成 29 年 6 月から家賃収納代行サービスにおける回収金（賃料等）の分別管理を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、不動産事業者等の資金管理や賃料等回収における利便性向上のため、家賃収納代行サービスを提供しておりますが、当該サービスにおいては、回収金（賃料等）が一旦当社に入金されることから、当社の他の財産と混同することが避けられない弊組みとなっていました。

今般の分別管理信託の導入は、回収金（賃料等）を信託財産として分別管理することで、当社の信用事由によるリスクや資金流用リスクの軽減を図り、資金管理の健全性を確保した家賃収納代行サービスを提供することを目的としております。

2. 費用等

本信託にかかる費用は当社で負担するため、当社の家賃収納代行サービスの利用者は、追加の費用負担なく、回収金（賃料等）の回収にかかる万一のリスクの軽減を図ることができます。

3. 変更点

回収金（賃料等）の送金が信託口座から実施されるため、送金依頼人は信託口座名義となります。

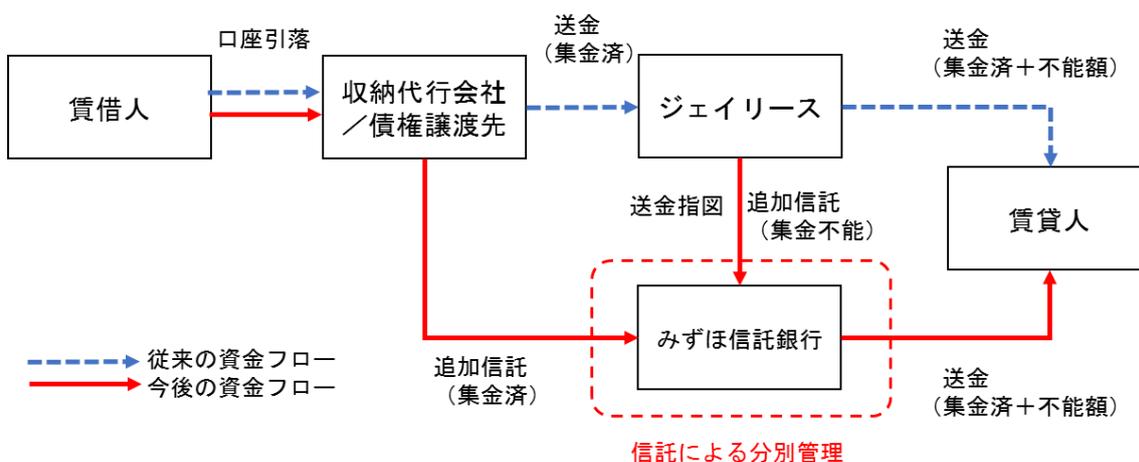
また、一連の事務手続き（送金指図の実施等）を踏まえ、回収金（賃料等）の送金実施日を、従来の口座引落日の 5 営業日後から 6 営業日後に変更いたします。



J-LEASE

- ① 送金依頼人 (ジェイリース口) みずほ信託銀行株式会社
- ② 回収金(賃料等)の送金日 月末最終営業日 または 口座引落日の6営業日後
※ご利用サービスにより異なります。
- ③ 適用開始される口座引落日 平成29年6月26日(月)
※同日の口座引落にかかる回収金から分別管理が実施され、これに係る送金日は平成29年6月30日(金)または7月4日(火)となります。

4. スキーム図



回収金(賃料等)については、みずほ信託銀行の信託口座で管理され、当社の固有財産とは分別管理されます。

5. その他

本信託は、当社が、自社の固有財産と家賃収納代行サービスにかかる回収金(賃料等)とを分けて管理するため、みずほ信託銀行と信託契約を締結し、回収金(賃料等)を信託口座にて管理するものです。今般の分別管理信託の導入後においても、みずほ信託銀行は、当社の債務の引受やその履行保証を行うものではなく、これらの一切の責任は引き続き当社のみが負担いたします。

現在のご利用サービスの確認やその他詳細、各種ご要望につきましては、各取引店舗にお問い合わせください。

以上

<お問い合わせ>
ジェイリース株式会社
(経営企画部) 03-5909-1241
または、各取引店舗までお問い合わせください。